

障害福祉サービス居宅介護にかかる重要事項説明書

1. 事業者

はが野農業協同組合（本店住所）栃木県真岡市八条95番地

2. 主たる対象者

主たるサービス提供の対象者は、「身体障害者」及び「精神障害者」とする。

3. 事業の目的と運営方針

（目的）障害者総合支援法の関係法令及び契約書に従い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する事を目的とする。

（方針）

- 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 地域福祉の向上のため、市町、相談支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携する。

4. サービス提供事業（ご利用事業所）

居宅介護	事業所名称	はが野農業協同組合
	代表者氏名	代表理事組合長 渡辺 栄
	障害者福祉サービス事業所番号	0910900042号
	住 所	栃木県真岡市飯貝559-2
	管理者	庭野 由美
	連絡電話番号	TEL 0285-80-6294
	サービス提供地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

5. ご利用事業所の職員体制等（居宅介護）

職 種（資格）	人 員
管理者	1名
サービス提供責任者	1名
訪問介護員	常勤、非常勤合計10名以上

6. 営業日・営業時間

営業日・営業時間は下記の通りです。但し、本組合が特別に定めた場合はこの限りではありません。

営業日	月曜日～日曜日
-----	---------

営業時間	午前 8 時～午後 6 時
------	---------------

7. サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 訪問介護

単位	身体介護	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
		2, 6 0 6 円	4, 1 1 2 円	5, 9 7 5 円	6, 8 1 0 円
	家事援助	30 分未満	30 分以上～ 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満
		1, 0 7 9 円	1, 5 5 7 円	2, 0 0 5 円	2, 4 3 3 円
		1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 15 分を増す毎		
		2, 7 9 9 円	3 5 6 円を追加		
各種 加算	時間帯加算	夜間・早朝加算 2 5 % 深夜加算 5 0 %			
	初回加算	2, 0 3 6 円			
	緊急時対応加算	1, 0 1 8 円／回（月 2 回限度）			
	上限額管理加算	1, 5 2 7 円／月（該当者のみ）			
	特別地域加算	所定単位数×1 5. 0 %×1 0. 1 8 円（茂木町在住の方のみ）			
福祉・介護職員等処 遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数（各種加算を含む）× 4 1. 7 %×1 0. 1 8 円			

※ 自己負担は上記料金の 1 割です。なお、実際の料金計算は 1 ヶ月の合計で計算しますので、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費及び生活援助で買物等を行う場合の交通費

通常の実施地域を越えサービス提供を行う場合及び生活援助で買物等を行う場合の交通費はその実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の実費は以下の額となります。

- ・利用者宅から買物等の目的地まで片道 1 キロメートルごとに 2 0 円。

(3) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月 日（ただし、 日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

(4) キャンセル

都合によりサービスの利用を中止される場合は下記の連絡先までご連絡下さい。利用中止の申し入れがなかった場合には、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、下記のとおりキャンセル料を請求させていただきます。

時期	キャンセル料
サービス利用の前日 17:00 まで	無料
サービス利用の前日 17:00 以降 サービス利用の当日	サービス利用基本料金の 10%
訪問時不在の場合	サービス利用基本料金の 20%

8. 居宅介護計画の作成とサービス記録

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、合意を得ます。
- ②事業者は、居宅介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の合意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

9. 衛生管理等

- (1) 指定居宅介護事業の施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 鈴木 由香
-------------	-----------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを市町に通報します。

1 1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを予防することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護相談窓口	Tel0285－80－6294	対応者（ ）
障害者福祉サービス担当課	Tel	
国民健康保険団体連合会	Tel	

1 4. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、障害福祉サービス業者等へ連絡をいたします。

15、第三者評価の実施

[illegible]